

佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月23日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

佐賀県教育委員会規則第2号

佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則（平成21年佐賀県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
学校	障害種別	部	就学区域	学校	障害種別	部	就学区域
略				略			
佐賀県立唐津特別支援学校	知的障害 肢体不自由	小学部 中学部 高等部	唐津市及び玄海町	佐賀県立唐津特別支援学校	本校 好学会 分校	知的障害 肢体不自由 病弱	小学部 中学部 高等部 小学部 中学部 唐津市（双水2787番地1に限る。）
略				略			

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。